

東峰村特別定額給付金交付要綱

令和5年6月6日
東峰村告示第16号

(趣旨)

第1条 この告示は、長引くコロナ禍及びエネルギー価格等の高騰により、影響を受けている村内の事業者等の事業継続を支援するため、村内の事業者等に対し、東峰村特別定額給付金（以下「給付金」という。）を予算の範囲内において支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第2条 給付金の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、主たる収入が事業収入の者で中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する村内に主たる事業所を有する中小企業者、医療法人、農事組合法人、NPO法人等又は村内に住所を有する個人事業主及び個人農業者（以下「事業者」という。）で、申請日時点で、村内で事業を行っており、また、今後も村内で事業を継続する予定である者。

2 前項の規定にかかわらず次の各号に掲げる者は支給対象者とししない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）に規定する公共法人
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 政治団体
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業及び当該営業に係る接客業務受託営業を行う者
- (5) 既に当該給付金の支給を受けた者
- (6) 村税を滞納している者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、給付金の趣旨及び目的に照らして適当でないと村長が判断するもの

(支給額)

第3条 給付金の支給額は5万円とする。

(申請の受付期間)

第4条 給付金に係る申請の受付期間は、令和5年7月3日から令和5年10月31日までとする。

(支給の申請)

第5条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東峰村特別定額給付金交付申請書兼請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に申請（請求）しなければならない。

- (1) 令和4年分確定申告書の写し
- (2) 請求者の振込口座の通帳の写し
- (3) 開業届出書の写し（令和5年1月以降創業した個人のみ）

(4) 登記事項証明書の写し（令和5年1月以降創業した法人のみ）

(5) 村税の滞納が無いことを証明する書類

(6) その他村長が必要と認める書類

2 正当な理由により前各号に掲げる書類を提出できない場合は、別に村長が定める書類を提出するものとする。

3 申請者による申請は、原則として郵送又は直接申請により村長に提出するものとする。

（支給の決定）

第6条 村長は、前条の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を審査し、支給が決定した場合は、当該支給対象者に対して東峰村特別定額給付金交付通知書（様式第2号）により通知し、給付金を支給する。

2 村長は、前項の規定により給付金の支給を決定する場合で、必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

3 村長は、補助金を交付することが不相当と認めるときは、東峰村特別定額給付金不交付決定通知書（様式第3号）によりすみやかにその決定の内容を申請者に通知しなければならない。

（支給の取消及び返還）

第7条 村長は、支給決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、給付金の支給決定の全部又は一部を取り消し、又は既に給付金が支給されているときは、その全部又は一部を返還させることができる。

(1) 支給の要件を満たさないことが判明したとき

(2) 虚偽その他不正の手段により給付金の支給を受けたとき

(3) 法令又はこの告示に違反したとき

(4) その他村長が不適正と認めるとき

（その他）

第8条 この告示に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（失効）

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。